

木曾岬町建築物耐震改修促進計画

【第三次計画】

令和8年3月

木 曾 岬 町

【目次】

第1章	はじめに	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
第2章	計画の基本事項	3
1	計画の目的等	3
(1)	計画の目的	3
(2)	対象区域、計画期間、対象建築物	3
2	想定される地震と被害の状況	8
(1)	木曾岬町における大規模地震発生の緊迫性	8
(2)	想定される地震	8
(3)	想定される建物被害	9
3	建築物の耐震化の現状	10
(1)	住宅の耐震化の状況	10
(2)	特定の建築物の耐震化の状況	15
第3章	計画の方針	16
1	計画の基本方針	16
2	基本的な取組方針	16
(1)	建物所有者の主体的な取組	16
(2)	町の支援	16
(3)	関係者との連携	16
3	計画の目標	17
(1)	住宅の耐震化の目標	17
(2)	特定の建築物の耐震化の目標	19
第4章	建築物の耐震化のための施策	20
1	住宅の耐震化	20
(1)	木造住宅の耐震化の支援	20
(2)	住宅の耐震化の促進	21
(3)	多様な主体との連携	22
2	建築物の耐震化	22
(1)	建築物の耐震化の促進	22
3	まちの安全対策	23
(1)	まちづくりにおける建築物の耐震化対策	23
(2)	耐震化の促進のための普及啓発	24
4	その他建築物の地震に対する安全対策	25

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災では、犠牲者が6,400人を超え、そのうち約8割の人の死因は住宅の倒壊等によるものでした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56（1981）年5月31日以前）の建築物に集中し、それらが集積しているような地域では、建築物の倒壊が道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、その後も平成16（2004）年の新潟中越地震、平成17（2005）年の福岡県西方沖地震と大地震が続き、特に平成23（2011）年の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万9千人以上、全壊12万棟以上、半壊28万棟以上の大きな被害が発生しました。

直近でも、平成28（2016）年には熊本地震、平成30（2018）年には大阪府北部地震、北海道胆振東部地震、令和6（2024）年には能登半島地震など大地震のたびに大きな被害が発生しており、これまで取り組んできた耐震化の効果は一定程度認められるものの耐震化は道半ばであり、南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の切迫性も指摘されていることから、建築物の耐震化への姿勢を緩めることはできない状況です。

地震による被害も、窓ガラスや外壁等の落下、大規模空間における天井材の脱落など、いわゆる非構造部材の落下によるもの、地震によるエレベーターでの閉じ込め、ブロック塀の倒壊、さらには長周期地震動への対策など、建築物における耐震化への取組は多岐にわたります。

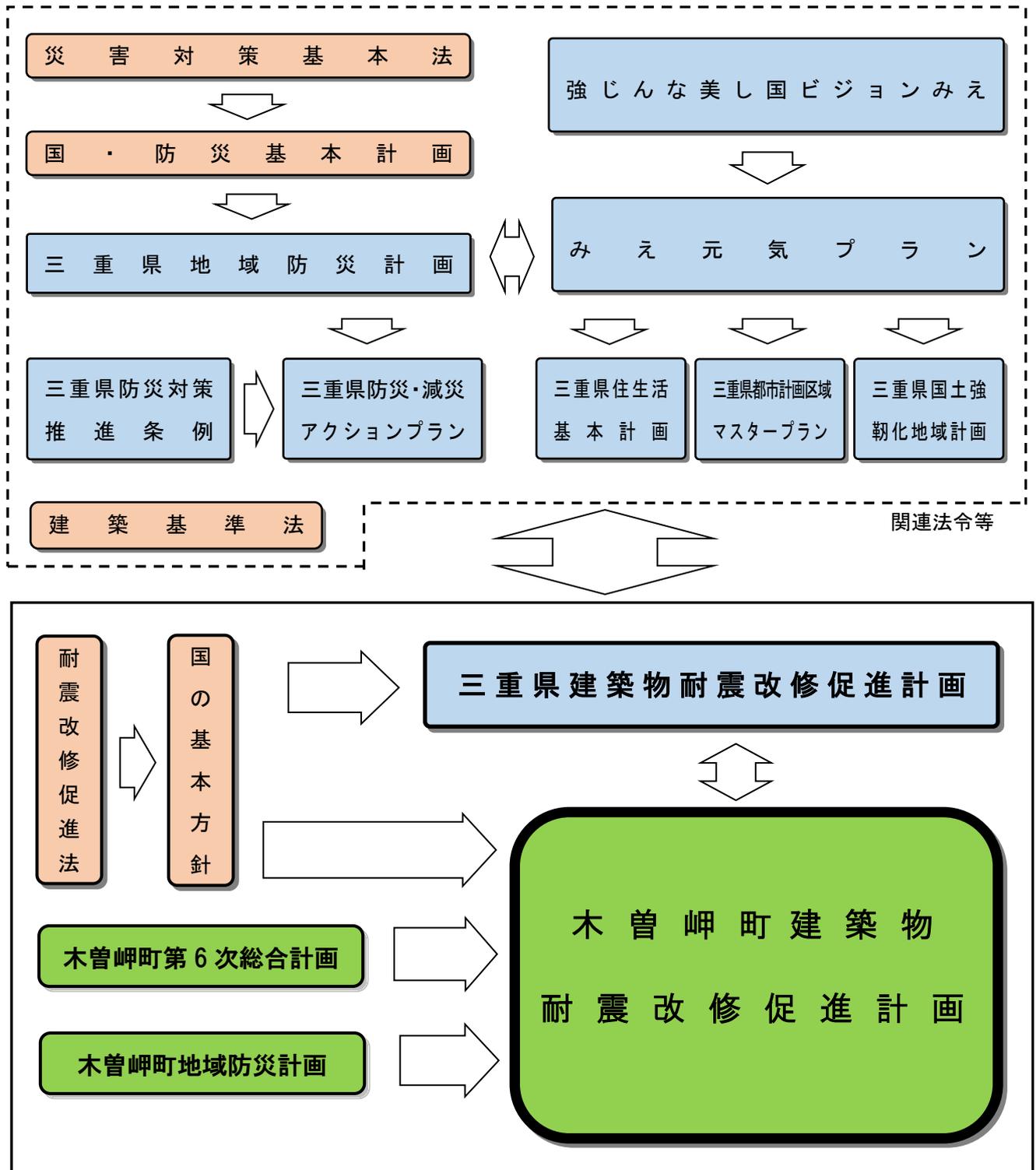
このような背景のもと、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて、平成20年度から「木曾岬町耐震改修促進計画」（以下「当初計画」という。）、続いて平成28年度から「木曾岬町建築物耐震改修促進計画」を策定し、町内の建築物の耐震診断および耐震改修を促進してきました。

引き続き、建築物に対する指導の強化や耐震診断・耐震改修に係る支援策の拡充を図り、計画的かつ緊急な耐震化を推進するために「木曾岬町建築物耐震改修促進計画（第三次計画）」（以下「本計画」という。）を策定し、町民のみなさんの生命、身体そして財産を守るため、建築物に対する安全性の向上を図っていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「三重県建築物耐震改修促進計画」、「木曾岬町第6次総合計画」、「木曾岬町地域防災計画」を上位・関連計画とし、耐震改修促進法に基づき、木曾岬町における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

【図 1-1】 木曾岬町建築物耐震改修促進計画の位置づけ



第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針を示し、その目標を定めるとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、町、県及び建物所有者などそれぞれの主体が施策に取り組むことにより、町内における地震による建築物の被害を軽減し、町民のみなさんの生命、身体そして財産を守ることを目的としています。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

① 対象区域

本計画の対象区域は、木曾岬町全域とします。

② 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とします。

③ 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前^(※1)に建築された住宅及び特定の建築物^(※2)を対象に耐震化を図ります。

※1 昭和56年5月31日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。

※2 特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条）及び要安全確認計画記載建築物（同法第7条）をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物（同法附則第3条）も含まれます（表2-1）。

【用語の解説】

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条各号、表2-1（ア））

建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物（以下、既存耐震不適格建築物という。）であって、以下の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの。

① 多数の者が利用する建築物

（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（ろ）に掲げるもの。）

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（ろ）に掲げるもの。）

③ その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物（避難路沿道建築物）

（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（ろ）に掲げるもの。）

■要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項各号、表2-1（イ））

以下の既存耐震不適格建築物（要安全確認計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。）であって、政令で定める規模以上のもの。

① 不特定かつ多数の者が利用する建築物又は地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（は）に掲げるもの）

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（は）に掲げるもの）

■要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条各号、表2-1（ウ））

以下の既存耐震不適格建築物であるもの。

① その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）

（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（は）に掲げるもの）

② 県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点となる建築物）

（表2-1（い）欄（4）の用途のうち（は）に掲げるもの）

【表 2-1】 特定の建築物の一覧表

(い) 用途		(ろ) 要件 (耐震診断努力義務対象)	(は) 要件 (耐震診断義務付け対象)	
(1) 多数の者が利用する建築物	幼稚園、保育所	階数2以上かつ 床面積 500 m ² 以上	階数2以上かつ 床面積 1,500 m ² 以上	
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 ※	階数2以上かつ床面積 1,000 m ² 以上(屋内運動場を含む)	階数2以上かつ床面積 3,000 m ² 以上(屋内運動場を含む)	
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上	階数2以上かつ 床面積 5,000 m ² 以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	※以外の学校	(ア) 特定既存耐震不適格建築物	階数3以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上	(イ) 要緊急安全確認大規模建築物
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
	病院、診療所			
	劇場、観覧場、映画館、演劇場			
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗			
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
	事務所	階数1以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物【表2-2】	(ウ) 要安全確認計画記載建築物
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物				
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 床面積 5,000 m ² 以上	階数1以上かつ床面積 5,000 m ² 以上		
(2)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物【表2-2】	階数1以上かつ床面積 5,000 m ² 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物)		
(3)避難路沿道建築物 (通行障害建築物)	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物		
(4)防災拠点となる建築物		耐震改修等促進計画で指定する防災拠点である病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物		

第2章 計画の基本事項

【表2-2】 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量
一覧表（耐震改修促進法施行令第7条）

用途	政令第7条第2項	危険物の種類		数量
危険物の貯蔵場又は処理場	第一号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）		
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性液体類		30トン
	第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類		20立方メートル
	第五号	マッチ		300マッチトン
第六号	可燃性ガス（第七号、第八号に掲げるものを除く。）		2万立方メートル	
第七号	圧縮ガス		20万立方メートル	
第八号	液化ガス		2,000トン	
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）		20トン	
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）		200トン	

■ 通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

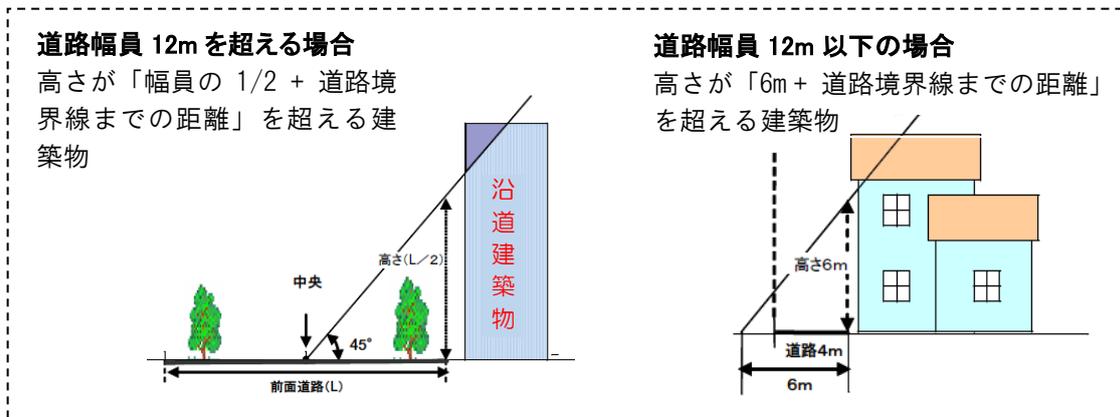
通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（避難路沿道建築物）

■ 通行障害建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

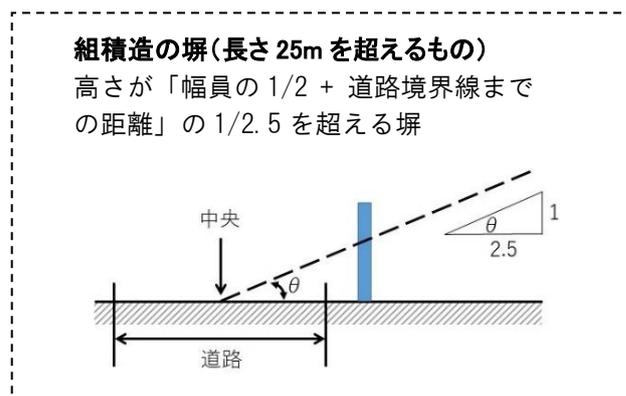
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

なお対象となる道路は、地震時に通行を確保すべき道路として、第4章に記載。

【図2-1】 地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物



【図2-2】 地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物（組積造の塀）



2 想定される地震と被害の状況

(1) 木曾岬町における大規模地震発生の緊迫性

三重県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605年（慶長9年）の慶長地震、1707年（宝永4年）の宝永地震、1854年（安政元年）の安政東海地震、安政南海地震、1944年（昭和19年）の昭和東南海地震など、概ね100年から150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、1586年（天正13年）の天正地震や1854年（安政元年）の伊賀上野地震など、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。

なかでも、津波による被害について、先人たちは、津波到達地点を示す碑（鳥羽市浦村町、熊野市新鹿町地内等）や津波供養塔（南伊勢町贄浦、紀北町長島地内等）を建立することにより、被害の様相を伝え、教訓を決して忘れることのないよう、それぞれの地域において今に継承するなど、三重県は、長年にわたり繰り返される、地震・津波による被災の歴史と真正面から向かい合ってきました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（令和7年9月時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の今後30年以内の発生確率を60～90%程度以上としており、大規模地震発生 of 緊迫度が高い状況にあります。

(2) 想定される地震

三重県では、南海トラフを震源域とする巨大地震について、また県内に数多く分布する活断層を震源とした内陸直下型地震について、複数レベルの発生パターンを想定し、被害予測等を取りまとめています。

そのうち、南海トラフを震源域とする巨大地震については、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で三重県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的に起こりうることが実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

また、東日本大震災の発生直後に各地で内陸地震が頻発したようにプレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られています。過去にも南海トラフ周辺において、1854年12月に安政東海地震、安政南海地震が相次いで発生しましたが、その約5か月前の同年7月には、伊賀上野地震が発生しており、約1,300人の死者を出すなど大きな被害をもたらしました。近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視されるなかで、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要です。このように、県内は沿岸部のみならず内陸部でも強い揺れが想定されており、耐震対策は県全域にわたって取り組まなければならない必須の対策です。

そこで、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層（養老－桑名－四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を選定し、被害予測を行っています。

（3） 想定される建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定して予測結果が示されています。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、町全体で約300棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約50棟が全壊し、津波により約90棟が流出すると予測されています。

次に、内陸直下型地震にあたる養老－桑名－四日市断層帯地震では、町全体で約1,100棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約1,000棟が全壊すると予測されています。

布引山地東縁断層帯地震では、町全体で約100棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約70棟が全壊すると予測されています。

頓宮断層地震では、町全体で約40棟の建物被害が予測されています。

なお、いずれの地震でも、液状化に伴う建物倒壊も相当数発生することが予測されています。

【表2-3】 木曾岬町における全壊・焼失棟数 （単位：棟）

	過去最大クラスの 南海トラフ地震 <small>(※1)</small>	養老－桑名－ 四日市断層帯 <small>(※2)</small>	布引山地東縁 断層帯 <small>(※2)</small>	頓宮断層 <small>(※2)</small>
揺れ	約50	約1,000	約70	—
液状化	約100	約50	約50	約40
津波	約90	—	—	—
急傾斜地等	—	—	—	—
火災	—	約40	—	—
計 <small>(※3)</small>	約300	約1,100	約100	約40

※1 令和8年3月公表の三重県南海トラフ地震被害想定によります。

※2 平成26年3月公表の三重県地震被害想定結果によります。

※3 端数処理を行った三重県公表数値引用のため、合計が各数値の和に一致しないものがあります。

3 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の状況

第二次計画までは、住宅・土地統計調査（総務省統計局調査。以下「統計調査」という。）をもとに推計していましたが、統計調査は全件調査ではなく抽出調査であるため、分母（軒数）の少ない市町においては、実際の数値と乖離している可能性があります。

このことから、第三次計画ではより現実的な耐震化率を把握するため、当町では独自調査に基づく新たな推計方法へ移行することとしました。推計結果では、町内の令和6年度末での住宅総数は2,221戸であり、そのうち耐震性のある住宅は1,572戸となります。これをもとに算出した「居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は70.8%となり、耐震性のない住宅は649戸（29.2%）という結果となりました。

【表2-4】 木曾岬町における住宅耐震化の状況 (単位：戸)

木曾岬町における住宅戸数		平成25年度末	平成30年度末	令和6年度末
住宅総数		2,230	2,280	2,221
耐震性のある住宅戸数(①+②) (耐震化率)		1,441 (64.6%)	1,512 (66.3%)	1,572 (70.8%)
昭和56年以降建築①		1,190	1,261	1,353
昭和55年以前建築の住宅総数		1,040	1,019	868
耐震性あり	木造住宅 ^(※1)	213	213	90
	木造以外の住宅 ^(※2)	38	38	129
	計②	251	251	219
耐震性なし	木造住宅 ^(※1)	777	758	628
	木造以外の住宅 ^(※2)	12	10	21
	計	789 (35.4%)	768 (33.7%)	649 (29.2%)

この表の値は、町の独自調査結果を基に住宅・土地統計調査のデータを参考として推計したものです。
 なお、令和6年度末数値は従前の推計方法と異なるため、過年度数値と単純比較することはできません。

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅です。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

(第二次計画の目標に対する実績)

第二次計画で定めた令和7年度の目標である「住宅耐震化率70%以上」については、推計方法の変更に伴い従前の数値と単純比較することはできませんが、令和6年度末推計値が70.8%であったことから、目標として掲げた住宅耐震化率を達成することができました。

また、同じく令和7年度の参考指標として目標設定した「旧耐震基準の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数66.5%以下」についても、令和6年度末の推計値が62.4%であったことから、こちらも目標を達成することができました。

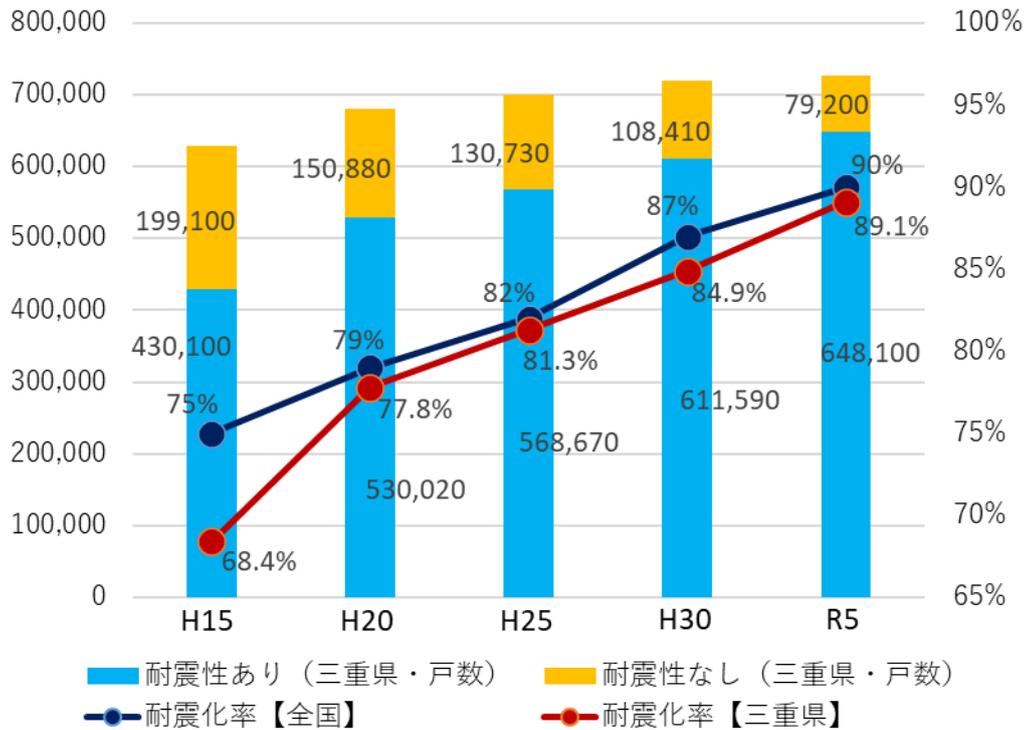
【図2-3】 木曾岬町の耐震化率等の推移



第2章 計画の基本事項

また、三重県においても第二次計画で定めた令和7年度の目標である「住宅耐震化 89%以上」については、令和5年度の推計値で 89.1%と前倒しで目標を達成しており、令和7年度の参考指標である「旧耐震基準の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数 41%以下」についても、令和5年度の推計値が 38.5%と指標に到達しています。

【図 2-4】 三重県及び全国の耐震化率等の推移



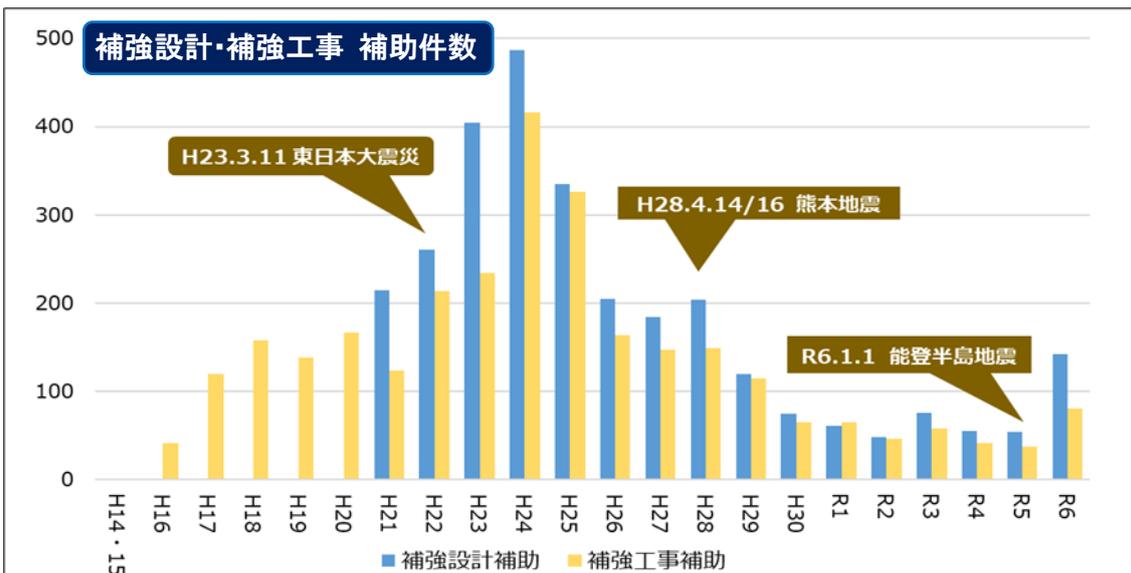
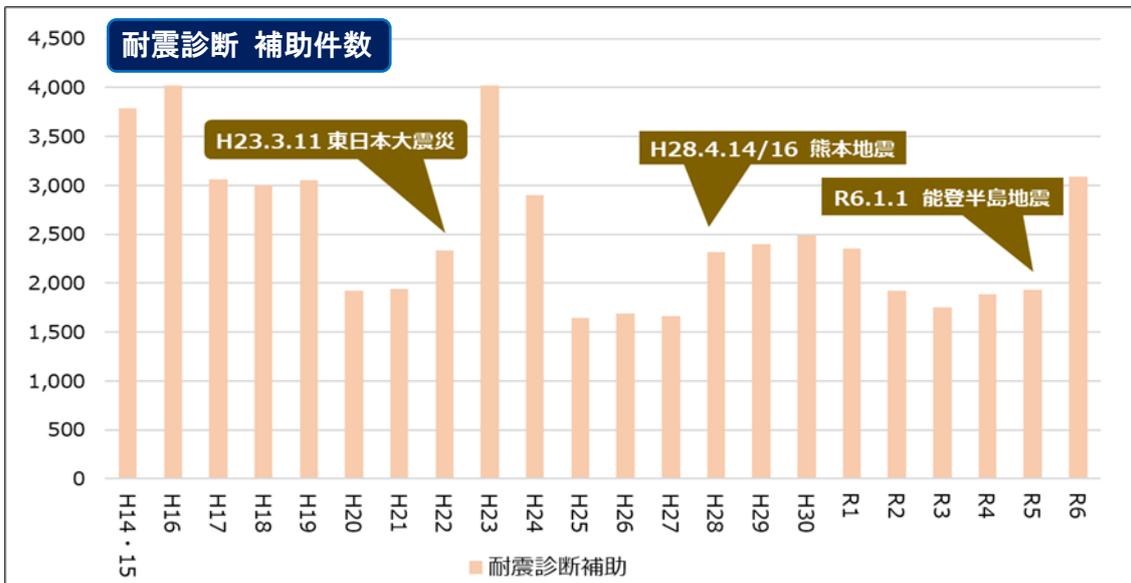
※ 令和8年3月公表の三重県建築物耐震改修促進計画（第三次計画）から引用しています。

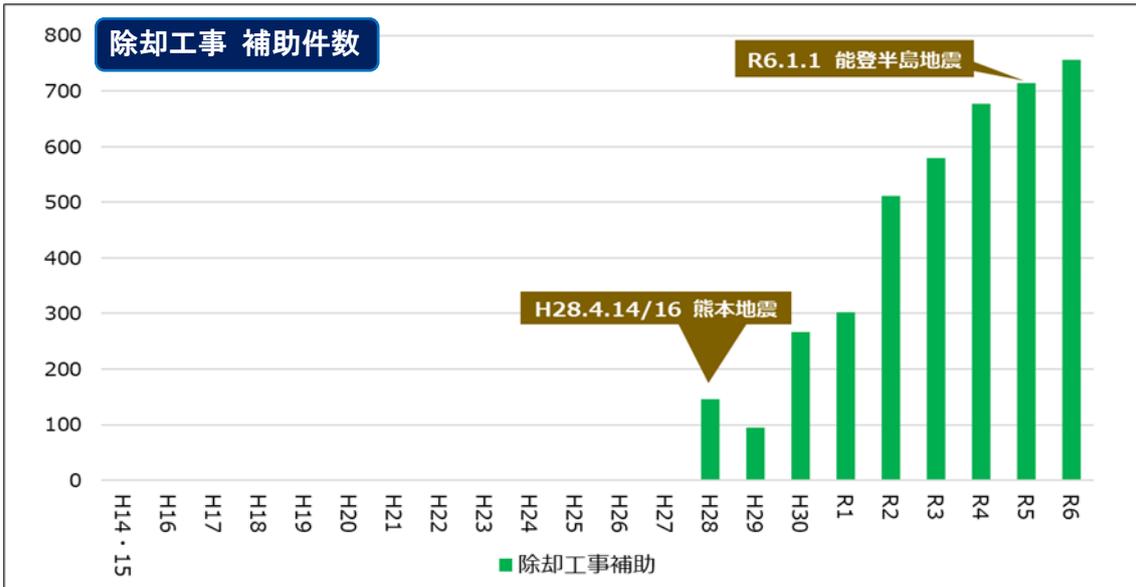
(耐震関係補助実績の推移)

町では、平成14年度以降、旧耐震基準で建設された木造住宅を対象に、耐震診断、補強設計、補強工事、リフォーム工事等の補助制度の周知を図り、県と連携して耐震化を推進してきました。

補助件数は国内で大規模な地震被害が発生した後に増加し、その後は時間の経過と共に減少するという傾向が続いています。令和6年1月の能登半島地震発生後の令和6年度補助件数は、耐震診断、補強設計、補強工事のいずれも急増し、三重県の耐震診断実績は東日本大震災の発生翌年以來となる3,000件超となりましたが、町では耐震診断、補強設計、補強工事ともに急激な増加は見られませんでした。

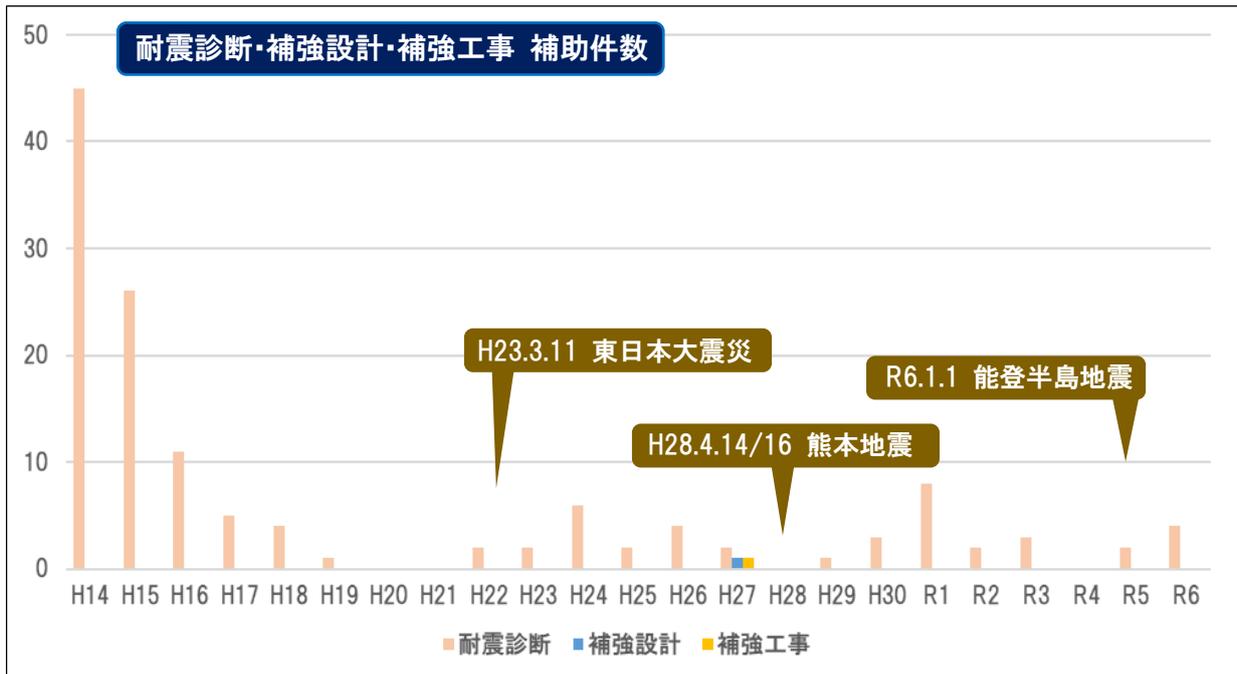
【図2-5】 三重県における各補助件数の推移





※ 令和8年3月公表の三重県建築物耐震改修促進計画（第三次計画）から引用しています。

【図2-6】 木曾岬町における耐震診断・補強設計・補強工事補助件数の推移



（耐震補強をめぐる現状と課題）

耐震補強の補助実績は、多くの住宅が被害を受ける大規模な地震の後に増加し、その後、時間の経過と共に減少する傾向が続いており、地震による危機意識が住宅耐震化の動機になっていると見られます。

一方、平成28年度に創設した耐震性のない空き家の除却補助制度の実績は、年を追うごとに増加し続けています。その背景として、建築後概ね45年以上が経過している旧耐震基準で建てられた木造住宅について、耐震性がないことが判明後、耐震補強ではなく、建て替えや新規購入等を選

択する方が増加しているものと推測されます。

高齢化率の高い地域では、耐震化率は低い傾向があり、高齢者のみの世帯の場合、将来の利用の見通しや資金面等から、耐震補強や建替えになかなか踏み込めない状況もうかがえます。

また、三重県が令和6年度まで毎年度実施していた防災に関する県民意識調査において、「耐震補強の決心がつかない、耐震補強をしない理由」に対する回答では、「補強工事に多額の費用がかかるから」が平成24年度以降一貫して最も多くを占めていることから、耐震補強工事に要する費用が、補強工事を躊躇する大きな要因になっていると見られます。

近い将来の発生が予想されている南海トラフ地震では、県内の広い地域で震度6強以上の強い揺れが想定されており、耐震性のない住宅では、圧死等の原因となる倒壊が危惧される状況にあります。

耐震性のない住宅に住み続けることが、命の危険にもつながることを理解し、意識することが重要であり、住宅の耐震性確保の重要性の啓発に継続的に取り組む必要があります。

また、耐震補強工事に要する費用を補助金等で支援したり、補強工事費用の低減が期待される低コスト工法や精密診断法による補強設計を普及する取組も引き続き行っていく必要があります。

(2) 特定の建築物の耐震化の状況

町内における多数の者が利用する建築物は、令和6年度末時点で22棟あり、その内、新耐震基準で建築された建築物が20棟、旧耐震基準で建築された建築物は2棟となっており、旧耐震基準で建築された建築物の割合は9%となっています

また、木曽岬町における多数の者が利用する建築物の耐震化率^(※)は、100%となっています。

【表2-5】 木曽岬町における多数の者が利用する建築物の状況 (単位：棟)

	多数の者が利用する建築物 計			
		県有建築物	市町有建築物	民間建築物
建築物総数	21	0	7	14
耐震性のある建築物数(①+②) (耐震化率)	21 (100.0%)	0 (—)	7 (100.0%)	14 (100.0%)
新耐震基準建築①	19	0	5	14
旧耐震基準建築 計	2	0	2	0
耐震性あり②	2	0	2	0
耐震性なし	0	0	0	0

この表の値は、町の調査をもとに作成したものです。

※ 耐震化率の算定は、昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物と、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物のうち耐震性があると確認されている建築物との合計が全体に占める割合です

第3章 計画の方針

1 計画の基本方針

国が定めた耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」では、耐震性が不十分な住宅については令和17年までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期におおむね解消としています。

その基本的な方針及び第二次計画における目標を踏まえ、令和12年度までの住宅及び特定の建築物の耐震化率の目標を定めます。

これらの目標を達成することにより、建築物の倒壊等による被害を低減し、南海トラフを震源域とする大規模地震等への備えを進めます。

2 基本的な取組方針

（1） 建物所有者の主体的な取組

建築物の耐震化の促進にあたっては、町民や事業者による自助、地域社会による共助、町や県などによる公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題として主体的に取り組むことが不可欠です。そして、地震による住宅や建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命、身体及び財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねない問題であることを十分に認識して、耐震化に取り組む必要があります。

（2） 町の支援

町は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供などの支援を行うものとします。

また、地震災害からの復旧にかかる費用を大幅に減らす効果が期待できる住宅の耐震化や、防災・減災対策としての有効性が高い建築物の耐震化など、公費負担の必要性の観点から財政的支援を行うものとします。

（3） 関係者との連携

町、県、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

また、旧耐震基準の建物所有者に対しては、県と連携して耐震診断及び耐震改修について必要な情報提供や啓発を行います。

3 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

住宅の耐震化の目標

目標 1. 住宅の耐震化	目標：耐震化率 74%以上 (R6 年度推計値：70.8%)
目標値の算定式	耐震化率 = $\frac{(\text{S55 年以前の耐震性のある住宅数} + \text{S56 年以降の住宅数})}{(\text{居住世帯のある住宅総数})}$

国においては、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の中で、住宅について令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消、「第1次国土強靱化実施中期計画」の中で、住宅の耐震化率を令和12年までに95%、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消とする目標を設定しています。

こうしたことを踏まえ、県も住宅の耐震化の目標については、引き続き「住宅の耐震化率」とし、計画期間の最終年度である令和12年度の目標値を「95%以上」としています。

町では、同水準の目標を掲げることは、達成の見込みがなく現実的でないことから、計画期間の最終年度である令和12年度の目標値を「74%以上」と設定します。

【表3-1】 木曾岬町における住宅耐震化の目標

	R6年度	R12年度
耐震化率（目標値）	70.8%	74%以上
耐震化未実施率（参考指標）	62.4%	56%以下

【表3-2】 木曾岬町における住宅耐震化の目標の詳細

木曾岬町における住宅戸数		R7 年度 第二次計画時 の想定数値	R6 年度末 時点での 推計値	R12 年度 【目標】
住宅総数		2,310	2,221	2,239
耐震性のある住宅戸数(①+②)		1,618	1,572	1,660
耐震化率(目標)		70.0%	70.8%	74.1%
昭和 56 年以降建築①		1,502	1,353	1,431
耐震化未実施率(参考指標) (平成 25 年度比) (③/1,040)		(目標) 66.5%	62.4%	55.7%
昭和 55 年以前建築の住宅総数		929	868	808
耐震性あり	木造住宅	223	90	95
	木造以外の住宅	38	129	134
	計②	261	219	229
耐震性なし	木造住宅	686	628	566
	木造以外の住宅	6	21	13
	計③	692	649	579

(単位:戸)

【図3-1】 木曾岬町における昭和55年以前建築の住宅の耐震化



※ この図の値は、町の独自調査結果と住宅・土地統計調査のデータをもとに、町において推計したものです。
 なお、令和6年度以降の数値は従前の推計方法と異なるため、過年度数値と単純比較することはできません。

(2) 特定の建築物の耐震化の目標

民間建築物の耐震化の目標

目標2. 民間建築物の耐震化 (用途分類A、B)	目標：耐震化率 100% (現状値：100%)
-----------------------------	----------------------------

民間建築物の耐震化の目標は、多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要となる用途分類A及びBを対象とし、耐震化は完了しています。

【表3-3】 民間の多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

年度	用途区分	重要度による分類	建築物総数		耐震化率	
			a=b+c	b		c
R6	A	I	1	1	0	100%
		II				
	B	I				
		II	6	6	0	100%
	計			7	7	0

第4章 建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化

(1) 木造住宅の耐震化の支援

町では、木造住宅の耐震化に係る耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事等に対して必要な支援を行います。

① 木造住宅の耐震化に対する支援

旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震化に係る耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事等に対し、国や県の支援を受けて補助金の交付を行います。

② 耐震性のない空き家の除却に対する支援

耐震性のない空き家の除却に対し、国や県の支援を受けて補助金の交付を行い、地震発生時に空き家が倒壊し道路を閉塞するなどして、避難行動や救命活動、復旧・復興活動が阻害されないよう取り組みます。

③ 耐震補強工事に要する費用の低減の推進

耐震補強工事の際に、床や天井の張り替えを最小限にして補強壁を取り付ける低コスト工法や、部材やその接合部等を詳細に検証することで、補強工事費用の低減が期待できる精密診断法による耐震設計の導入を促進するため、設計者や工事業者等を対象に、県が開催する講習会への参加を促します。

また、低コスト工法の導入に積極的で、県の講習会を受講した設計者や工事業者が県ホームページで公開されることから、住宅所有者に情報を提供します。

④ 補助金に係る代理受領制度の導入の促進

耐震補強設計や耐震補強工事の補助金は、通常、設計や工事が完了し、業者への支払い完了後に、町から申請者である住宅所有者に支払われるため、一時的に補助金分も含め所有者が業者に対して立て替え払いをする必要があります。この所有者の負担を軽減するため、補助金の申請者である所有者の委任により、設計や工事を行った業者が、所有者の代わりに直接補助金を請求し、受領することができる「代理受領制度」の導入を促進します。

(2) 住宅の耐震化の促進

町では、住宅の耐震化の促進のため、町民のみなさんに啓発や情報提供を行います。

① 住宅戸別訪問・耐震補強相談会の実施

木造住宅が集積している地域における住宅所有者への戸別訪問や、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会について、県や関係団体と連携し実施していきます。

② 町広報紙やインターネット等を活用した情報提供

広く町民のみなさんに情報を提供するため、町広報紙や町ホームページ等において、住宅耐震化に関する情報提供を行います。

③ 耐震診断を行った住宅所有者等への啓発

耐震診断の結果、耐震性の不足が判明した木造住宅の所有者等に対して、地震から命を守る取組を促すため、耐震改修等補助制度のほか、耐震シェルターや家具固定、耐震改修促進税制等の情報を提供します。

④ 新耐震基準木造住宅の耐震性能検証と維持管理の啓発

熊本地震や能登半島地震での建築学会の調査結果では、昭和56年6月から平成12年5月までの木造住宅（以下、「平成12年以前新耐震基準木造住宅」といいます。）についても、被害数は昭和56年5月以前に比べ少ないものの、一定数の被害が見られたことから、平成12年以前新耐震基準木造住宅についても耐震壁の配置等によっては耐震性が十分でないものもあること、また木造住宅は腐食等により耐震性が低下する可能性があることを注意喚起し、住宅所有者が耐震性の確保と維持管理に主体的に取り組んでいただく必要があることを、町のホームページに掲載するなど、広く啓発します。

(3) 多様な主体との連携

町では、国、県、近隣市町、教育機関、関係団体等の多様な主体と連携しながら、住宅の耐震化を促進します。

① 県・他市町等との情報共有

住宅・建築物の耐震化促進に関する情報提供・情報交換のため、国や県、町の防災担当部署とも連携し、情報共有を図ります。また、県が開催する「市町との連絡会議」を通じ、県や他市町とも情報交換を行います。

② 木造住宅の耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催

県では、耐震診断を行う専門家の育成と診断技術の維持向上を図るため、特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会（以下「木耐協」といいます。）において、設計者、施工者等の事業者を対象とする「三重県木造住宅耐震診断マニュアル講習会」や「耐震診断員更新講習会」を開催しています。町としてもこの取り組みについて、広く周知していきます。

2 建築物の耐震化

(1) 建築物の耐震化の促進

町では、建築物の耐震化の促進のため、耐震診断・耐震改修等の実施に向けた環境整備、耐震化状況の公表や指導、助言等を行います。

① 耐震化を促進する環境整備

町では、建築物の耐震化の促進のために、対象建築物所有者に対し、耐震診断・耐震改修等に必要な情報提供等を行います。

また、過去に発生した地震の被害から、耐震改修が有効である旨の情報提供等を行います。

（建築物の所有者への周知）

耐震改修促進法では、耐震関係の基準に適合していない全ての建築物について、耐震化の努力義務を課しています。そこで、町ホームページなどを活用して、関係する法改正の概要や建築物の耐震化に関する情報提供を行います。

（相談窓口での情報提供）

住宅と同様に、町の建築・防災担当部署において、所有者等からの相談に対応します。

また、所有する建築物が、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に該当するか否かについて判断を行い、耐震診断・耐震改修に関する支援制度についての情報提供を行います。

3 まちの安全対策

(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

① 県による地震時に通行を確保すべき道路の指定

地震によって建築物が倒壊することにより、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町の区域を越える相当多数の者の円滑な避難が困難になることを防止するため、県は耐震診断義務化対象路線及び耐震診断指示対象路線を指定しています。

(耐震診断義務化対象路線の指定)

県は、耐震改修促進法第5条第3項第二号に基づく耐震診断義務化対象路線として、三重県地域防災計画で定められた三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路を平成27年12月より指定しています。

また、この沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物という。以下同じ。）の所有者に、同法第7条第1項第二号に基づき令和3年3月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁へ報告することが義務付けられており、その結果について公表しています。

ただし、町内においては該当する建築物はありません。

【表 4-1】 三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における、第1次緊急輸送道路（該当路線抜粋）

路線番号	路線名	区間		連絡路線(拠点名)	
		起点	終点	起点	終点
	伊勢湾岸自動車道	木曾岬町	四日市市	愛知県境	四日市 JCT
23	一般国道23号	木曾岬町川先	伊勢市宇治浦田町	愛知県境	(主)伊勢磯部線

(耐震診断指示対象路線の指定)

県は、耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路として、第2次緊急輸送道路を指定しています。

この路線における通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法第14条の規定に基づき、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。

令和6年度末において、町内では該当する建築物はありません。

(その他の道路の沿道の耐震化)

地震時に建築物が倒壊し道路が閉塞すると、避難はもとより、その後の救助や消火活動等に支障が生じることから、第1次緊急輸送道路以外の道路であっても、本計画において同法第6条第3項第一号又は第二号の規定に基づき、必要に応じて耐震診断義務化路線等に指定します。

令和6年度末において、町内では該当する道路はありません。

② 空き家対策の促進

年々増加傾向にある管理不全の空き家については、倒壊による道路の閉塞等により緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど人的被害を拡大させる可能性があることから、現に居住する住宅と同様に、補強による耐震性の確保もしくは除却等を促進し、まちの安全性を確保します。

また、空き家バンク制度を推進することにより、管理不全の状況にある住宅の管理改善を促進します。

③ 密集市街地等における安全対策の促進

老朽木造住宅が密集している、いわゆる「密集市街地」では、大規模地震時に多くの住宅が倒壊するほか、倒壊により火災が発生するなど、大規模な被害を引き起こす可能性が高いと考えられています。このような密集市街地では、管理不全状況にある空き家率も特に高くなっていることから、周辺に居住する方々の被災リスクが増加してしまいます。密集市街地における空き家対策と耐震化の促進は、まち全体の安全対策にとっても非常に重要な課題であるため、密集市街地には重点的な啓発活動を行います。

(2) 耐震化の促進のための普及啓発

① 災害予測図の作成と公表

県では、平成25年度三重県地震被害想定調査において、過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、陸域の活断層（養老―桑名―四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を震源とする地震を対象として作成した地域別の「震度予想分布図」と「液化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

また、津波に関し、東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定し作成した「津波浸水予測図（平成23年度版）」と、国の中央防災会議が平成24年8月に公表した南海トラフ地震の津波断層モデルを用いて県が想定し作成した「津波浸水予測図（平成25年度版）」の2種類を作成し、目的別に公表しています。

これらを基に、町の災害予測を把握し、町民あるいは地域社会それぞれが適切な地震・津波対策を講じることができるよう啓発に努めます。

② 防災ガイドブックの作成

町では、想定される災害を事前に知り、一人ひとりが災害について日頃より考え、備えていただくため、「木曾岬町防災ガイドブック」を作成しています。

「木曾岬町防災ガイドブック」には、町民のみなさんが地震・津波・風水害や自らの災害リスクを知ることで、災害発生時に適切な避難行動をとるために活用いただくことのできる内容となっています。

この「木曾岬町防災ガイドブック」において、地震対策として今すぐを実施すべき備えとして耐震診断を掲載し、耐震化促進の普及啓発に努めます。

4 その他建築物の地震に対する安全対策

① ブロック塀等の安全対策の普及啓発

平成30年の大阪府北部を震源とする地震で発生したブロック塀等の倒壊被害は、身近にあるブロック塀の危険性を改めて喚起したところでは。

地震時における道路の閉塞や倒壊によるブロック塀等の被害を減らすことを目的とし、所有者等による安全点検の実施を促すため、国土交通省が作成した既存の塀の安全点検のためのチェックシート等をホームページに掲載するとともに、定期パトロールを実施することにより、ブロック塀等の安全確保に向けた普及啓発を行います。

② 屋外広告板・窓ガラス・外壁等建築物からの落下防止対策

建築物の屋外に取り付ける広告板や装飾物、建築物の窓ガラス、タイルやパネル等の外装材は、過去の地震被害でもあったように、少しでも落下すれば大きな人的被害の発生を伴います。そのような建築物から落下するおそれのあるものについては、地震に対する安全性を確保するため、必要な点検や改修などを行う必要があります。町は、県と協力し、当該建築物の維持保全を適切に行うよう建物所有者等へ周知し、建築物からの落下物防止対策の普及啓発を行います。

③ 大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の普及啓発

平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生しました。このことを踏まえ、天井の脱落対策に係る基準が建築基準法で定められていることから、県と協力して建物所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう、普及啓発を行います。

④ エレベーターの安全確保の実施

大規模地震時において、エレベーターの機器やロープの脱落等により、運転が停止し、エレベーターの中に閉じ込められる事故が数多く発生しています。このことを受けて、エレベーターの耐震

第4章 建築物の耐震化のための施策

対策が強化され、平成 21 年以降に新設するエレベーターには、機器の脱落防止や転倒防止措置、さらには地震時にエレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。

既設エレベーターにはそれらの措置が義務付けられていないため、これらの安全対策を速やかに実施するよう、県や関係団体と協力し、耐震対策の普及啓発を行います。

⑤ 家具等の転倒防止の普及啓発

建築物の耐震性が十分であっても、住宅における家具や電気製品、オフィスや病院等における什器や機材等の転倒は、人命に関わる場合や、避難や救助活動の妨げになるおそれがあります。そのため比較的安価で、すぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止のための固定方法について、町民のみなさんに普及啓発を行います。

また、「木曾岬町災害時要援護者宅家具固定事業実施要綱」に基づき、「災害時要援護者」に対しては、町の負担による家具固定の助成を行っていることから、あわせて普及啓発を行います。

木曾岬町建築物耐震改修促進計画【第三次計画】

木曾岬町役場 建設課